

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

- 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
(内閣府九)

〔告示〕

- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示
(同六九)
- 日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示
(同七〇)
- 財政融資資金預託金取扱規則の規定に基づき財務大臣が定める書式の一部を改正する告示
(同七一)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることなるものを定める件の一部を改正する件
(同一七二)
- 船員法第二百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件
(国土交通一七二)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることなるものを定める件の一部を改正する件
(同一七三)

〔公告〕

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立大学法人山口大学公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他技術的サービス(建設工事を除く))、中

日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、土地家屋調査士名簿登録等関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

諸事項

○ 内閣府令第九号
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号第九条の二第一項及び第三項の規定に基づき、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和三年三月十二日
内閣総理大臣 菅 義偉

府
令

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第四十六号)の一部を次のように改定する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改定する。

		改	正	後
		改	正	前
(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)				
第二条	射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。			
一	【略】			
二	ライフル射撃場 (ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設)			
三	拳銃射撃場 (拳銃を用いて射撃を行う施設)			
四	空気銃射撃場 (空気銃を用いて射撃を行う施設) (位置に関する基準)			
第四条	前条に定める区分による各射撃場の位置についての基準は、次の各号に掲げるとおりとする。			
一	一次表上欄に掲げる射撃場にあつては、射座の外縁から学校、病院、人家その他周囲の静穏を保持することが必要と認められる施設の敷地に対し、それぞれ次表下欄に掲げる距離を有していること。			
射撃場				
	距離			
ライフル (覆道式) 射				
スキーート射撃場				
散弾銃 (移動標的) 射				
銃場				
ライフル (覆道式) 射				
公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	二十五メートル以上			
ライフル (自然式) 射				
公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	五十メートル以上			
拳銃 (覆道式) 射撃場				
公称口径二十二のへり打ちの拳銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	二十五メートル以上			
拳銃 (自然式) 射撃場				
公称口径二十二のへり打ちの拳銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	五十メートル以上			
(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)				
第二条	【同上】			
一	【同上】			
二	ライフル射撃場 (ライフル銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設)			
三	けん銃射撃場 (けん銃を用いて射撃を行う施設)			
四	空気銃射撃場 (空気銃を用いて射撃を行う施設) (位置に関する基準)			
第四条	【同上】			
一	【同上】			
射撃場				
	距離			
ライフル (覆道式) 射				
スキーート射撃場				
散弾銃 (移動標的) 射				
銃場				
ライフル (覆道式) 射				
公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	二十五メートル以上			
ライフル (自然式) 射				
公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	五十メートル以上			
けん銃 (覆道式) 射撃場				
公称口径二十二のへり打ちのけん銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	二十五メートル以上			
けん銃 (自然式) 射撃場				
公称口径二十二のへり打ちのけん銃のみを使用するもの	十五メートル以上			
その他のもの	五十メートル以上			

射撃場 空気銃(自然式) 射撃	空気銃(バッフル式) 射撃場
三メートル以上	三メートル以上

二 トランプ射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。

三 トランプ射撃場、スキート射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(バッフル式)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、拳銃(バッフル式)射撃場、拳銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。

〔略〕

第九条 第三条の区分による射撃場ごとに必要な指定射撃場の管理方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ライフル(バッフル式)射撃場及び拳銃(バッフル式)射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、パックストップ内の発弾を常に除去すること。
- 二 ライフル(自然式)射撃場及び拳銃(自然式)射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。
- 三 空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

(申請の手続)

第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

〔一、七、略〕

(変更の届出)

第十三条 指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書(添付書類を含む)の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届(二通を、速やかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分 〔略〕	ライフル(覆道式) 射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。
-----------	--

射撃場 空気銃(自然式) 射撃	空気銃(バッフル式) 射撃場
三メートル以上	三メートル以上

二 トランプ射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、けん銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。

三 トランプ射撃場、スキート射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(バッフル式)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、けん銃(バッフル式)射撃場、けん銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。

〔同上〕

〔同上〕

射撃場 空気銃(自然式) 射撃	空気銃(バッフル式) 射撃場
三メートル以上	三メートル以上

二 トランプ射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、けん銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。

三 トランプ射撃場、スキート射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(バッフル式)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、けん銃(バッフル式)射撃場、けん銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。

〔同上〕

〔同上〕

第九条 第三条の区分による射撃場ごとに必要な指定射撃場の管理方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ライフル(バッフル式)射撃場及び拳銃(バッフル式)射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、パックストップ内の発弾を常に除去すること。
- 二 ライフル(自然式)射撃場及びけん銃(自然式)射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。
- 三 空気銃(自然式)射撃場以外の射撃場にあつては、ポンプ式空気銃を用いて射撃を行なう者に対するは、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

(申請の手続)

第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

〔一、七、同上〕

(変更の届出)

第十三条 指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書(添付書類を含む)の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届(二通を、速やかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分 〔同上〕	ライフル(覆道式) 射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。
------------	--

射屋

射屋

一 射屋が、射座からバックストップまでの全体を覆うようになっていること。

二 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。

「イ・ハ 略」

二 射座及び射撃線から射撃方向に向かつて三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材で覆つてあること。

ホ 二以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起すおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のもので覆つてあること。

三 [略]

標的

「一・二 略」

三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。

三 [略]

標的

一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。

二 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。

三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバックストップの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。

[略]

射屋

射屋

一 射屋が、射座からバックストップまでの全体をおおうようにできていること。

二 「同上」

「イ・ハ 同上」

二 射座及び射撃線から射撃方向に向かつて三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材でおおつてあること。

ホ 二以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起すおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のものでおおつてあること。

三 「同上」

標的

「一・二 同上」

三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。

三 「同上」

標的

一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。

二 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。

三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバックストップの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。

[同上]

別表第五

ライフル(バッフル式)射撃場
(注)括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備	射屋	射屋	射撃線と標的の間	
				〔略〕	〔略〕
		射屋	射屋	一 射座を覆う射屋が設けであること。 二 射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分を覆うようにできていること。	〔三・四〕 〔略〕
		射屋	射屋	五 射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上(三センチメートル以上)の木材で覆つてあること。	〔三・四〕 〔略〕
		射屋	射屋	一 射座の両側からバックストップまでには、厚さ八センチメートル以上(三十センチメートル以上)の土砂層又は厚さ十センチメートル以上(四センチメートル以上)のコンクリート壁(公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック(日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブロック)又は鉄筋コンクリート組立壜(日本産業規格A五四〇九、板、一号)でできている側堤があること。	〔三・四〕 〔略〕
		射屋	射屋	二 射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでにある側堤は、各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。	〔三・四〕 〔略〕
		射屋	射屋	三 射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでにある側堤は、各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。	〔三・四〕 〔略〕
		射屋	射屋	四 射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間ににおける弾丸の上方への飛散を防止するため、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。	〔三・四〕 〔略〕

別表第五

ライフル(バッフル式)射撃場
(注)括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備	射屋	射屋	射撃線と標的の間	
				〔同上〕	〔同上〕
		射屋	射屋	一 射座をおおう射屋が設けであること。 二 射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分をおおうようにできていること。	〔三・四〕 〔同上〕
		射屋	射屋	五 射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起こすおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上(三センチメートル以上)の木材でおおつてあること。	〔三・四〕 〔同上〕
		射屋	射屋	一 射座の両側からバックストップまでには、厚さ八センチメートル以上(三十センチメートル以上)の土砂層又は厚さ十センチメートル以上(四センチメートル以上)のコンクリート壁(公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック(日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブロック)又は鉄筋コンクリート組立壜(日本産業規格A五四〇九、板、一号)でできている側堤があること。	〔三・四〕 〔同上〕
		射屋	射屋	二 射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでにある側堤は、各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。	〔三・四〕 〔同上〕
		射屋	射屋	三 射座からバックストップに最も近い位置にあるバッフルまでにある側堤は、各バッフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バックストップに最も近い位置にあるバッフルからバックストップまでの側堤は、そのバッフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバックストップの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。	〔三・四〕 〔同上〕
		射屋	射屋	四 射撃線から射撃方向に向かつておおむね三・六メートルまでの間ににおける弾丸の上方への飛散を防止するため、別図一に示す要領により、第一バッフルが設けてあること。	〔三・四〕 〔同上〕

- 五 第一バツフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつてること。
- 六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バツフル、第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。ただし、立射又は立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行なう射撃場（以下「立射専用射撃場」という。）で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバツフルのほか、別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバツフルのほかに別図五に示す要領によつて設けられた第三バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 八 射撃線から標的までの距離が五十メートルを超える射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバツフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バツフル、第七バツフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバツフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バツフル及び第五バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 九 バツフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。
- 十 バツフルは、両側端が側壁に接するようできていること。
- 十一 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバツフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバツフルの構造

- 五 第一バツフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつてること。
- 六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バツフル、第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。ただし、立射若しくは立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行なう射撃場（以下「立射専用射撃場」という。）で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバツフルのほか、別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバツフルのほかに別図五に示す要領によつて設けられた第三バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 八 射撃線から標的までの距離が五十メートルを超える射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバツフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バツフル、第七バツフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバツフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バツフル及び第五バツフルがあるものについては、この限りでない。
- 九 バツフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。
- 十 バツフルは、両側端が側壁に接するようできていること。
- 十一 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバツフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバツフルの構造

		標的までの地 面	標的までの地 面
		射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十七センチメートル以上の部分が極めて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、二十五メートルを超える部分は別図四から七までに示すような構造のものであることを。	設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
	一 「略」	二 標的の保持桿は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 三 バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持桿には、くぎ等の金属が用いられないこと。	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分がきわめて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、「二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであることを。
	二 「略」	一 標的の後方の位置に、厚さ二メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。 二 バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急な勾配をなしていること。 三 バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。 四 バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けであること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。	設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
		標的までの地 面	標的までの地 面
		射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分がきわめて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、「二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであることを。	設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。

		標的までの地 面	標的までの地 面
	一 「同上」	二 標的の保持桿は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 三 バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持桿には、くぎ等の金属が用いられないこと。	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分がきわめて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、「二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであることを。
	二 「同上」	一 標的の後方の位置に、厚さ二メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。 二 バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急なこう配をなしていること。 三 バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。 四 バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けであること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。	設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
		標的までの地 面	標的までの地 面
		射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起こすおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分がきわめて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、「二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであることを。	設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

別表第六

[略]

ライフル(自然式)射撃場

(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
[略]	[略]

標的

[略]

- 一 [略]
二 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの(公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空氣銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの)であること。

区分	構造設備
[略]	[略]

バックストップ

[略]

- 標的の後方の位置に、土層等でできているバックストップがあること。

保有敷地	バックストップ
保有敷地	[一・二] [略]
三 危険区域のうち発射弾が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。	[二・三] [略]

別表第六

[同上]

ライフル(自然式)射撃場

(注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。

区分	構造設備
[同上]	[同上]

標的

[同上]

- 一 [同上]
二 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの(公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの)であること。

区分	構造設備
[同上]	[同上]

バックストップ

[同上]

- 標的の後方の位置に、土層等でできているバックストップがあること。

保有敷地	バックストップ
保有敷地	[一・二] 同上
三 危険区域のうち発射弾がひんぱんに通過する部分に、電線等の架設物がないこと。	[二・三] 同上

四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。

四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。